

令和6年度に実施された個別指導における 指摘事項(その2)

社 会 保 険 部

先月号に続き、令和6年度に関東信越厚生局および県当局により実施された個別指導において、実際に指摘のあった事項のうち、検査・画像診断から管理・請求事務に係る事項までを項目別にお示しいたします。いずれもご注意いただきたい内容ですので、ご確認ください。

I. 診療に係る事項

6. 検査・画像診断

- (1) 段階を踏んでいない検査の例が認められたので改めること。
- (2) 必要性に乏しい検査の例が認められたので改めること。
- (3) 外来迅速検体検査加算について、当日に行われた検体検査の結果を文書により情報提供していない不適切な例が認められたので改めること。
- (4) 血液学的検査、生化学的検査及び免疫学的検査について、頻回に検査を行う必要性の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (5) 血液学的検査、生化学的検査及び免疫学的検査について、検査で得られた主な所見の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (6) インフルエンザウイルス抗原定性について、発症日時の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (7) 腫瘍マーカー検査について、診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に該当しない者について算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (8) 時間外緊急院内検査加算について、診療報酬明細書「摘要」欄に記載する検査開始日時が実際の時刻と異なっている不適切な例が認められたので改めること。
- (9) 検体検査判断料について、検査の結果に基づく判断の要点の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (10) 超音波検査について、検査で得られた主な所見の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (11) 写真診断について、診断で得られた主な所見の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (12) コンピューター断層診断について、診断で得られた主な所見の診療録への記載がない不適切な例が認められたので改めること。

7. 投薬・注射

- (1) 薬剤を投与するに当たっては、その用法を明確にすること。
- (2) 投薬について次の用法外投与の例が認められた。保険診療において薬剤を使用するに当たっては、医薬品医療機器等法承認事項を原則遵守すること。

- (3) 疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害でない患者に対してビタミン剤が投与されている不適切な例が認められたので改めること。
- (4) 注射薬によって得られた治療反応の評価を診療録に記載し、治療計画に反映させること。
- (5) 注射薬を増量して投与する必要性やその患者の状態について診療録に記載すること。
- (6) 薬剤の投与について、投与期間に上限が設けられている麻薬又は向精神薬の処方に関して、当該患者に既に処方した医薬品の残量及び他の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無を患者に確認していることが明らかでない例、又は患者に確認した内容に係る診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

8. リハビリテーション

リハビリテーション総合計画評価料1について、リハビリテーション総合実施計画書に基づいて、リハビリテーションの効果、実施方法等について共同して行う評価が不十分な例が認められたので改めること。

9. 精神科専門療法

- (1) 通院精神療法について、診療の要点の診療録への記載がない（不十分な）例が認められたので改めること。
- (2) 家族関係が当該疾患の原因又は増悪の原因と推定される場合でなく、患者の家族に対する病状説明、服薬指導等一般的な療養指導であるにもかかわらず、患者の家族に対する通院精神療法として算定している不適切な例が認められたので改めること。
- (3) 精神科継続外来支援・指導料について、病状、服薬状況及び副作用の有無等の確認を主とした支援・指導の要点について診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- (4) 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料について、治療計画及び治療内容の要点の診療録への記載がない不適切な例が認められたので改めること。

II. 管理・請求事務に係る事項

1. 診療録等

- (1) 診療録の取り扱いについて、完結していないにもかかわらず5年経過したとして処分している不適切な事項が認められたので改めること。
- (2) 電子的に保存している記録の管理・運用について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」に準拠していない事項が認められたので改めること。
 - ①パスワードが4文字で、有効期限を適切に設定していない例が認められた。
パスワードは以下のいずれかを要件とすること。
 - ・英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列。
 - ・英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更(最長でも2ヶ月以内)。
 - ・二要素以上の認証の場合、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列。ただし他の認証要素として必要な電子証明書等の使用にPIN等が設定されている場合には、この限りではない。
 - ②IDを一部共用している例が認められた。(事務員)

2. 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ①施設基準に関する事項を掲示していない。
- ②明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
- ③明細書の発行状況に関する事項の掲示について、掲示内容が「令和6年3月5日付保発0305第11号」の(別紙様式7)に則した内容になっていない。